**自然災害発生時における業務継続計画（簡易版）**

（障害福祉サービス類型：全サービス共通）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 | 社会福祉法人  群馬県庁会 | 種別 | 障害者支援施設 |
| 代表者 | 群馬　太郎 | 管理者 | 赤城　一郎 |
| 所在地 | 前橋市大手町1-1-1 | 電話番号 | 027—226-2636 |

*こちらは「自然災害発生時における業務継続計画****（簡易版）」****のひな形様式となります。*

*本計画の運用に当たっては、厚生労働省作成の「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」等を参照しながら、貴施設・事業所等の障害福祉サービスの類型や職員人数等の実態に応じて、内容を加筆修正してください。*

*（参考）厚生労働省HP*

*「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」*

[*https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf*](https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf)

**第Ⅰ章 総則**

**（１）基本方針**

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

**■ 利⽤者の安全確保**

利用者に深刻な⼈的被害が生じる危険性があるため、「利⽤者の安全を確保すること」を第一に考え、「利⽤者の安全を守るための対策」を講じる。

**■ サービスの継続**

**（入所・入居系サービスの場合）**

当事業者は、利⽤者に対して「生活の場」を提供しており、たとえ地震等で施設が被災したとしてもサービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自⼒でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について、事前の検討や準備を進める。

**（通所系、訪問系サービスの場合）**

当事業者は、利⽤者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。したがって極⼒業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利⽤者への影響を極⼒抑えるよう事前の検討を進める。

**■ 職員の安全確保**

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、⻑時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが想定される。したがって、労働契約法第5条（使⽤者の安全配慮義務）の観点から、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが必要となる。

※法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

**（２） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し**

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

・平時からＢＣＰの内容に関する研修を年１回（●月頃）※行い、研修の実施内容を記録する。

・作成したＢＣＰを関係者と共有し、年1回（●月頃）※ＢＣＰの内容に沿った訓練（シミュレーション）を⾏う。

・ 最新の動向や研修・訓練で洗い出された課題等をＢＣＰに反映させるなど、定期的に⾒直しを⾏う。

※障害者支援施設及び障害児入所施設は「年２回以上」実施とする。

**第Ⅱ章　平常時の対応**

**（１）建物・設備の安全対策**

**①　人が常駐する場所の耐震措置**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場所 | 対応策 | 備考 |
| 建物（柱） | 柱の補強／X型　補強材の設置 | 旧耐震基準設計のもの |
| 建物（壁） | 壁の補強／Y型　補強材の設置 | 旧耐震基準設計のもの |
|  |  |  |

**②　設備の耐震措置**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 対応策 | 備考 |
| パソコン | 耐震キャビネット（固定）の採用 |  |
| キャビネット | ボルトなどによる固定 |  |
| 本棚 | ボルトなどによる固定 |  |
| 金庫 | ボルトなどによる固定 |  |
|  |  |  |

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

**③　水害対策**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 対応策 | 備考 |
| 浸水による危険性の確認 | 毎月１日に設備担当による点検を実施。年１回は業者による総合点検を実施。 |  |
| 外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか | 同上 |  |
| 開口部の防水扉が正常に開閉できるか | 故障したまま |  |
| 暴風による危険性の確認 | 特に対応せず |  |
| 外壁の留め金具に錆や緩みはないか |  |  |
| 屋根材や留め金具にひびや錆はないか |  |  |
| 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか |  |  |
| シャッターの二面化を実施しているか |  |  |
| 周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうなものはないか |  |  |
|  |  |  |

**（２）電気が止まった場合の対策**

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 稼働させるべき設備 | 自家発電機もしくは代替策 |
| 医療機器：喀痰吸引・人工呼吸器など | 自家用発電機：400Kw×８時間使用可能。燃料は●●。  乾電池：単三●本、単四●本 |
| 情報機器：パソコン・テレビ・インターネットなど |
| 冷蔵庫・冷凍庫：夏場は暑さ対策として保冷剤を用意 |
| 照明機器、冷暖房器具 |
|  |  |

**（３）ガスが止まった場合の対策**

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 稼働させるべき設備 | 代替策 |
| 暖房機器 | 湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ |
| 調理器具 | カセットコンロ、ホットプレート |
| 給湯設備 | 入浴は中止し、清拭 |
|  |  |

**（４）水道が止まった場合の対策**

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

**①　飲料水**

|  |
| --- |
| ・ペットボトル２L×200本：１・２階倉庫  ・ポリタンク５L×10本：屋外倉庫（給水車からの補給用） |

＊備蓄の場合は、備蓄の基準（2㍑ペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

**②　生活用水**

|  |
| --- |
| ・貯水槽（屋上）：タンク下の蛇口からポリバケツ等を使用して各階へ搬送する。容量は最大●キロリットル、通常は●キロリットル程度が見込まれる。  ・施設裏手の小川：小川から水を汲んで使用する。  ・裏庭にある井戸水：ポリタンクに汲んで使用する。 |

＊貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

**（５）必要品の備蓄**

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。

定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス

担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

**【飲料・食品】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 消費期限 | 保管場所 | メンテナンス担当 |
| 無洗米 |  |  |  |  |
| 飲料水 |  |  |  |  |
| 缶詰 |  |  |  |  |
| 経管栄養食 |  |  |  |  |
| 高カロリー食 |  |  |  |  |
| インスタント食品 |  |  |  |  |
| 栄養ドリンク |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**【医薬品・衛生用品・日用品】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 消費期限 | 保管場所 | メンテナンス担当 |
| 消毒剤薬 |  |  |  |  |
| 脱脂綿 |  |  |  |  |
| 絆創膏 |  |  |  |  |
| 包帯 |  |  |  |  |
| マスク |  |  |  |  |
| ウェットティッシュ |  |  |  |  |
| 生理用品 |  |  |  |  |
| タオル |  |  |  |  |
| 紙食器 |  |  |  |  |
| ラップ |  |  |  |  |
| カセットコンロ |  |  |  |  |
| 電池 |  |  |  |  |
| 使い捨てカイロ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**【備品】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 保管場所 | メンテナンス担当 |
| ブルーシート |  |  |  |
| ポリ袋 |  |  |  |
| ポリタンク |  |  |  |
|  |  |  |  |

**第Ⅲ章　緊急時の対応**

**（１）ＢＣＰ発動基準**

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

|  |
| --- |
| 【地震による発動基準】  １．●●市（町村）において震度●以上の地震が発生した場合  ２．被災状況や社会的混乱状況などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断する場合  【水害による発動基準】  １．大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表された場合  ２．台風により高潮警報が発表された場合 |

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 | 代替者① | 代替者② |
| 管理者　●●　●● | 経営企画部長　●●　●● | 総務部長　●●　●● |

**（２）対応体制**

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

|  |
| --- |
| 【地震防災活動隊】隊長＝管理者  　地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。  【情報班】行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努める。  また、適切な指示を仰ぎ、隊長に報告をするとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。  班長：●●　●●　　メンバー：●●　●●  　地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う  【消火班】地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期するとともに、発火の際には消火に努める。  　　　班長：●●　●●　　メンバー：●●　●●  班長：・・・・　　　メンバー：・・・・  　地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う  【応急物資班】食料、飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布を行う。  　　　班長：●●　●●　　メンバー：●●　●●  班長：・・・・　　　メンバー：・・・・  　地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う |

**第Ⅳ章　他施設との連携**

**（１）連携体制の構築**

**①　連携先との協議**

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

|  |
| --- |
| ＜連携先との主な協議内容＞  ・先方施設・事業所等の名称、種別、所在地など／決定事項／今後検討すべき事項  ・今後のスケジュール　など |

**②　連携協定書の締結**

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

|  |
| --- |
| ＜連携協定の締結内容＞  ・連携の目的／利用者の相互受入要領  ・人的支援（職員の施設間派遣など）／物的支援（不足物資の援助・搬送など）  ・費用負担　など |

**（２）地域のネットワーク等の構築・参画**

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設・法人名 | 連絡先 | 連携内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療機関名 | 連絡先 | 連携内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 連絡先 | 連携内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |

**第Ⅴ章　地域との連携**

**（１）被災時の職員の派遣**

（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員

　としての登録を検討する。

|  |
| --- |
| （１）被災時の職員の派遣  　　・登録内容／支援する内容／今後のスケジュール  （２）福祉避難所の運営  ※指定を受けないが、受入れ可能な場合は、受入可能な条件を洗い出す。  ※受入れを行わない場合は、その理由を記載 |

**＜更新履歴＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 更新日 | 更新内容 | 更新者 |
| ●年●月●日 | ●●作成 | ●●　●● |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |